

令和5年度第1回宮城県障害者施策推進協議会議事録

1 日時

令和5年6月9日（金）午後2時から午後4時まで

2 場所

TKPガーデンシティ仙台勾当台 ホール2

3 出席者

(1) 委員

別添「委員名簿」のとおり（16名出席）

(2) 事務局

保健福祉部	志賀部長
教育庁特別支援教育課	吉田総括課長補佐
経済商工観光部雇用対策課	中野雇用推進専門監
保健福祉部障害福祉課	日下参事兼課長、澤口総括課長補佐、 松本総括課長補佐兼精神保健推進室総括室長補佐
企画推進班	高山主幹（班長）、森主任主査、首藤主事、阿部主事
地域生活支援班	鎌田課長補佐（班長）
施設支援班	瀬川課長補佐（班長）
運営指導班	錦織課長補佐（班長）
保健福祉部精神保健推進室	村上室長、八巻技術副参事兼総括室長補佐
精神保健推進班	菅原技術補佐（班長）
発達障害・療育支援班	大内室長補佐（班長）

4 議事録

(1) 開会

(事務局・澤口総括課長補佐)

- それでは、定刻となりましたので、ただいまから「令和5年度第1回宮城県障害者施策推進協議会」を開催いたします。
- 本日の司会を務めさせていただきます、障害福祉課の澤口です。よろしくお願いいたします。
- 開会に当たりまして、宮城県保健福祉部長の志賀より、挨拶を申し上げます。

(事務局・志賀保健福祉部長)

- 宮城県保健福祉部長の志賀でございます。
- 本日は、大変お忙しい中、本協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、本県の障害福祉行政の推進につきまして、日頃から格別の御指導、御協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。
- 障害福祉施策をめぐる状況につきましては、障害を理由とする差別の解消を一層推進するため、令和3年6月に障害者差別解消法が改正され、行政機関相互の連携強化や障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化が図られたところですが、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供の義務化については、その施行を来年4月に控えているところです。
- また、昨年12月には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障害者の地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進が図られたところですが、こちらも一部を除き来年4月の施行が予定されております。
- こうした制度の改正等を踏まえながら、本協議会では、昨年11月以来、本県の障害福祉長期計画に当たります「みやぎ障害者プラン」の改定についての御審議をいただいております。前回の協議会では、次期プランの中核をなす3つの重点施策について基本的な御了承をいただいたところです。
- 本日は、障害のある方々のニーズ把握などを目的として、今年3月に実施したアンケート調査の結果について御報告させていただくとともに、その結果等も踏まえ策定いたしました次期プランの「各論」の素案を中心に御審議いただきたいと考えております。
- 委員の皆様におかれましては、どうぞ自由闊達、忌憚のない御意見をお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。
- どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

(事務局・澤口総括課長補佐)

- 志賀部長ですが、公務によりここで退席させていただきます。
- それでは、まず、人事異動等の関係から、新たに御就任いただきました委員を御紹介させていただきます。配布資料の委員名簿を御覧ください。
- 初めに、宮城県特別支援学校長会宮城県立拓桃支援学校校長の小澤ちはる様です。

(小澤委員)

- どうぞ、よろしくお願いいたします。

(事務局・澤口総括課長補佐)

- 続きまして、宮城労働局職業安定部職業対策課課長の小野寺宮人様です。

(小野寺委員)

- 小野寺でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局・澤口総括課長補佐)

- また、本日所用のため欠席しておりますが、宮城県町村会副会長七ヶ浜町長の寺澤薫様にも委員をお願いしております。
- 本日は、委員の方々の半数以上の御出席をいただいておりますので、障害者施策推進協議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立いたしますことを御報告させていただきます。
- それでは、以後の議事進行は阿部会長にお願いいたします。阿部会長よろしくお願いいたします。

(2) 報告

(阿部会長)

- 会長を務めさせていただいております阿部でございます。
- 本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席いただきまして、私からも改めて御礼申し上げます。
- 今回は、次第のとおり、まず報告事項として、「宮城県障害者施策推進基礎調査の結果」について御報告いただくこととなっております。
- 報告事項の後、議事として「みやぎ障害者プランの重点施策の修正」と「みやぎ障害者プランの各論（素案）」について審議することとなっております。
- 皆様には、可能な限り、多くの御意見をいただきたいと思っておりますので、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- それでは、報告事項の「宮城県障害者施策推進基礎調査の結果」について、事務局から御説明をお願いいたします。

①事務局説明

(事務局・日下参事兼課長)

- 障害福祉課長の日下と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。
- 今年3月に実施いたしました障害者手帳をお持ちの方に対するアンケート調査「宮城県障害者施策推進基礎調査」の結果概要について、御説明させていただきます。資料1を御覧ください。
- まず、資料左上の「1 調査の概要」を御覧ください。この調査は、「みやぎ障害者プラン」の改定に伴い、県内の障害のある人及びその御家族に対し、日常生活や社会参加に関する実態や困り事についてのアンケートを行い、今後、県として優先的に取り組むべき支援等を把握するために実施したものです。
- 具体的には、今年の3月3日から3月17日までを調査期間とし、県内に居住する障害3手帳をお持ちの方、6,600人を一定の属性に分類した上で、無作為に抽出し、インターネットを基本とする回答をお願いしたところ、計1,752人

の方から御回答をいただきました。

- なお、現在、県内に障害者手帳をお持ちの方は約12万人いらっしゃいますが、そのうちの63%、約7.8万人の方は身体障害者手帳をお持ちの方となっております。しかしながら、障害の種別や、障害児特有の支援ニーズを把握するため、対象数を調整の上、調査を実施したところであり、分析上、障害のある人全体の傾向を把握する際は、母集団の構成比に応じてウェイト付けをして分析を行っております。
- 次に「2結果の概要」を御覧ください。まず「(1)回答者の属性」ですが、性別・障害児者の別、居住地や就学・就業状況別にみた回収サンプル数をお示ししておりますが、御覧のとおり、ほぼバランスよく御回答をいただいたと思っております。
- その上で「(2)最優先で取り組んでほしい施策」を御覧いただきますと、働ける場の確保、障害のある人に対する理解の促進、入所施設等を含む住まいの確保、相談支援をはじめとする社会参加のための環境整備など、地域で取り組むべき施策に加え、年金・手当や、医療費負担など、全国的な対応を要する所得保障の充実を求める声も多数ございました。
- 次に、資料の右上「3詳細」を御覧ください。こちらは、県の重点施策として推進すべき3つの課題について、さらに深く分析を行ったものです。
- まず、「働ける場の確保」を最優先施策に挙げた方ですが、全体の回答者に比べ、雇用・就労に対する意欲が高い反面、賃金や通勤、勤務体制、職場での人間関係等を理由として、就業年数が短い傾向にあることが示されました。
- こうしたことから、これまで取り組んできた雇用機会の拡大策に加え、雇用・就労の維持、離職防止等にも力を入れていく必要があると考えております。
- また、個人の能力や技術にあった多様な就業機会の創出にも取り組む必要があると考えております。
- 次に、「(2)障害者への理解」を最優先施策に挙げた方ですが、障害者差別解消法や障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例などの認知が進んでいない一方で、差別的な取り扱いを受けた経験は高い傾向にあり、一層の普及啓発や相談体制の充実に努める必要があると認識しております。
- また、障害のある人全体で見ると、障害者差別に関する制度の浸透はさらに低い状況となっており、この結果、県相談窓口への相談に至っておらず、顕在化していない差別事案が存在している可能性が考えられます。
- こうしたことから、令和4年12月に県が実施した県民意識調査において、「障害者差別解消法や共生社会づくり条例を知っている」と回答した割合が低く、障害を理由とする差別に関する制度の認知度が低い若年層(10代～30代)を主

な対象とした普及啓発に積極的に取り組む必要があると考えております。

- 次に、「住まいの問題」を最優先施策に挙げた方ですが、これらの方々の約9割は、現在、在宅で生活されているにも関わらず、入浴や排せつ、食事、外出等の日常生活における不安から、将来は、グループホームや障害者支援施設での生活を希望される方が多数いることが分かりました。
- こうしたことから、在宅での生活を維持するためのサービスの充実を図るとともに、グループホーム等の日常生活の場の整備を引き続き進める必要があると考えております。
- 最後に、「4 現行プランの評価」を御覧ください。こちらは、現行プランの策定に当たり、平成28年度に、障害のある人を対象としたアンケート調査を実施しておりますが、当時「最優先施策」に挙げられたものと今回の結果を比較したのになります。
- こちらを見ますと、施策の優先順位に大きな変動はありませんが、「働ける場の確保」のスコアが増加している一方、「年金や医療費などの所得保障」のスコアが減少していることから、障害のある方の雇用・就労意欲が増加している状況がうかがえます。
- 他方、グループホーム等の整備のスコアは増加しており、在宅での生活に不安を感じている人へのケアの充実が求められてきているものと認識しております。
- また、障害についての理解を深めるための活動の充実を求める声が依然として多い状況がうかがえます。
- 今回の調査結果につきましては、後ほど御説明させていただきます障害者プランの重点施策と各論策定に当たっての基礎資料として活用させていただきます。この議題についての御報告は以上です。

(阿部会長)

- ありがとうございます。
 - 昨年度の協議会では、調査の概要等について事務局から御説明がありましたが、今回は、その分析結果について御報告があり、年金等の充実や医療費の負担軽減といった社会保障全体の拡充という要望が依然として強い一方で、働ける場の確保や障害者理解の促進、また、障害のある人の地域生活の場の整備という地域的な課題も挙げられていたものと認識しております。
 - 今回の調査結果から得られた課題については、後ほど事務局から説明のあるプランの重点施策及び各論に反映することとしております。
 - ただいまの御報告に対して、御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。
- (質疑応答なし)
- ただいまの御報告は、アンケート調査の分析結果についてですので、本協議会

においては、御報告を承ったと理解させていただきたいと思ひます。

- 後ほど事務局から御説明のある各論（素案）等の調査結果と関連するところで、御質問等あれば、改めて、その時にお願ひしたいと思ひます。
- それでは、報告事項を終了いたします。
- 続きまして、議事に移ります。事務局から議事（1）『みやぎ障害者プラン』重点施策の修正について御説明をお願ひいたします。

（3）議事

みやぎ障害者プラン重点施策の修正について

①事務局説明

（事務局・日下参事兼課長）

資料2-1

- それでは、『みやぎ障害者プラン』重点施策の修正について御説明させていただきます。資料2-1を御覧ください。
- こちらは、重点施策の概要となっており、前回、今年1月に開催した本協議会において、重点施策の内容については、基本的な御了承をいただいておりますが、アンケート調査のとりまとめ結果を反映させている箇所について、一部ペンディングとしておりました。
- 本日は、アンケート調査のとりまとめ結果を踏まえ、修正した箇所について御説明させていただきたいと思ひます。
- 具体的には、資料左下「2重点施策①障害者差別の解消」について、前回、ペンディングとしておりました、令和4年12月に県が実施した県民意識調査及び資料1で御説明させていただいた令和5年3月に当課で実施した基礎調査における「障害者差別解消法や共生社会づくり条例を知っている」と回答した割合の結果を追記しております。
- 今回、新たに御就任いただいた委員の方もいらっしゃいますので、現行と次期プランの施策体系について、修正点と併せて、資料2-1で簡単に御説明させていただきます。
- 資料左上の「1プランの施策体系」を御覧ください。こちらに記載してある「基本理念」及び「施策の体系イメージ」は現行プランと同じものとなっております。
- 基本理念は、「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」としておりました。
- 次に、計画期間ですが、県の障害福祉計画の期間を考慮し、令和6年度から令和11年度までの6年間としておりました。
- 施策体系イメージは、「共に生活するために」「いきいきと生活するために」「安心して生活するために」を基本理念の3本柱としており、併せて、重点的に取り組んでいく施策として「障害を理由とする差別の解消」「雇用・就労の促進による

経済的自立の促進」「自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成」を掲げさせていただいております。

- 資料左下「2重点施策①障害者差別の解消」を御覧ください。こちらには、前回、調査のとりまとめ中であった障害者差別に関する基礎調査と県民意識調査の結果の概要を追記させていただきました。内容については、資料1で御説明させていただいた通りです。
- 修正点としては、「施策の方向」の図につきまして、前は、スパイラルの図で、下から上に「行政等における配慮」「普及啓発・広報」「相談体制の整備」「関係機関との連携」「障害等に対する理解・関心の醸成」と、段階的に上がっていくような印象を受けることから、相互の影響性がなかなか読めないのではないかと、という御意見をいただいたことから、相互に影響し合いながら、課題が達成されていくような図となるよう修正を行っております。
- 「3重点施策②経済的自立の促進」を御覧ください。民間企業の実雇用率が法定雇用率に達していない状況及び平均工賃月額が県の策定する「宮城県工賃向上支援計画」の目標額に達していない状況等から、施策の方向として、「安定した雇用の確保」「就労支援施設等経営力向上」「就業機会の多様化促進」「受注促進」「職業訓練・能力開発」が相互に影響し合いながら、「雇用機会の拡大・工賃の向上」を目指していきます。
- 最後に、資料右下の「4重点施策③環境整備・人材育成」を御覧ください。こちらは、令和5年3月に当課が実施した「医ケア児等支援調査結果」のとりまとめが完了していないことから、引き続き、一部ペンディングとし、今年11月に開催予定の本協議会における「みやぎ障害者プラン」の中間案の中で、改めてその調査結果の報告と調査結果を踏まえた施策の方向を御説明させていただきます。
- 現状の施策の方向としましては、基盤となる「介護人材の確保・育成」、続いて「住まい・支援拠点の整備、セーフティネット構築」「サービスの質の確保・向上」と段階的に施策を進めていくことで、「安心な地域生活」を目指すこととしております。

資料2-2

- 詳しくは、資料2-2「改定『みやぎ障害者プラン』重点施策の修正」を御覧ください。こちらの資料は、資料2-3「現行『みやぎ障害者プラン』重点施策」からの変更箇所を赤字で、前回、本協議会時からの変更箇所を青字で記載しております。
- また、統計が現時点のものである場合や他の計画の今後の改定状況等により、内容の変更が想定される箇所については、下線で表記しております。
- 2ページを御覧ください。前回、本協議会時から変更のある青字の箇所について

て、資料1の基礎調査結果の概要と重複しない内容のみ御説明させていただきます。

- 「1障害を理由とする差別の解消」の「背景」について、箱囲み下段の「なお書き以降」の青字箇所を御覧ください。
- 今回の基礎調査結果では、差別の経験や外出頻度において、性別による大きな特徴は見受けられませんでした。が、「外出しやすくなるために必要なもの」として「県民の障害に対する理解が深まること」と回答した全体の割合が21.3%であったのに対し、女性の割合は37.4%であったことから、特に女性が、障害を理由とする差別に関する制度の浸透が不十分であると感じていると考えられます。
- 同じ2ページの「現状等」「(1) 令和4年県民意識調査の結果概要」の2ポツ目を御覧ください。
- また、障害を理由とする差別の経験等について回答している割合は、「自分自身が経験したことがある(3.2%)」「居合わせたことがある(20.6%)」となっており、そのうち、「差別された又は居合わせた場所」の割合が最も高かったのは「学校・塾(37.4%)」で、次いで「自宅周辺(25.5%)」「職場(21.4%)」「小売店・飲食店(20.6%)」の順となっており、「差別の内容」の割合が最も高かったのは、「偏見を感じるような対応をすること(24.5%)」で、次いで「障害のある人が困っているときに手助けしないこと(10.0%)」「サービス等の利用を拒否された・制限された(7.3%)」の順となっております。
- 3ページ中段の「(2) 令和4年度宮城県障害者施策推進基礎調査の結果概要」の2ポツ目を御覧ください。
- 「差別を受けたことがある」と回答した人の割合は、全体で36.5%となったほか、知的障害及び精神障害のある人については、約4割が何らかの差別を受けた経験があると回答しており、差別を受けた内容として最も高かったものが「偏見を感じるような対応をされた」となっており、制度の浸透に加え、障害及び障害のある人に対する理解と合理的配慮の推進を行っていく必要があります。
- 以上、ここまでが、アンケート調査結果を踏まえた重点施策の修正となります。
- 4ページを御覧ください。さきほど、御説明したとおり、「施策の方向」の図を、前回、本協議会における御意見を踏まえ修正しております。
- 議事(1)『みやぎ障害者プラン』重点施策の修正についての御説明は、以上となります。

(阿部会長)

- ありがとうございます。
- ただいまの事務局の御説明を総括いたしますと、今年1月に開催した前回の協議会において、委員の皆様から基本的な御了承をいただきました次期プラ

ンの重点施策について、基礎調査の結果や委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、一部修正したものについて、改めて御了承いただきたいとのことでした。

- 具体的には、重点施策の一つである「障害を理由とする差別の解消」では、基礎調査の結果から、障害者差別解消法等の制度が一般県民だけでなく、障害のある方々にも十分に認知されているとは言えない状況にあり、そのための普及啓発等に取り組んでいくとのことでした。
- また、施策の方向におけるイメージ図については、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、前回の段階的に各施策が推移していく印象があったスパイラルの図から、各施策の並列関係が分かる図に修正したものであります。
- ただいまの事務局の御説明について、皆様から御質問・御意見はございますか。
- はい、小澤委員をお願いします。

②質疑応答

(小澤委員)

- 素案の3ページを拝見した際に、県民意識調査において「差別解消法や県条例等を知っている」というのが26.7%であることから、認知度を上げていかなければならないというような御説明がありました。
- この26.7%という数字自体が低いというよりは、前回、平成28年度の調査では、「知っている」が36.0%であったのに、6年間で約10ポイント下がっているということに驚きを感じました。
- 併せて、「障害を理由とする差別」の「経験がある」「居合わせたことがある」という回答内容も、平成28年度の調査に比べて、数値が上がっております。
- 下段の基礎調査においては、当事者の手帳を持っている方々の法律を知っている割合が大きく増えておりますので、障害のある当事者の方々の法律などの認知度は上がっている一方で、社会全体の認知度は逆に下がっており、差別そのものが増えているという印象を受けました。
- この事について、今回の令和4年度の調査だけでなく、この数年間の取り組みの中でこの結果が出たということについて、事務局の分析等がありましたら、教えていただければと思います。

(阿部会長)

- 事務局、お願いいたします。

(事務局・日下参事兼課長)

- 御意見ありがとうございます。
- 前回、平成28年度の調査においては、「法律を知っているか」という法律についてのみ質問内容でしたが、今回は、令和3年に条例が制定されましたので、「法律と条例を知っているか」という質問内容になっております。
- 条例が制定されてからまだ年数が浅いことで、周知がまだまだ進んでいない状

況にあると認識しており、さらなる周知の促進を図る必要があるものと考えております。

(阿部会長)

- 前回調査からの数値の推移について、事務局から御説明がありましたが、小澤委員、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。
- 他にはありませんでしょうか。
- はい、森委員お願いいたします。

(森委員)

- 差別に関する条例が出来たことは良かったと思っておりますが、1つ検討していただきたいのは、資料2-1の左下「重点施策①障害者差別の解消」にある緑色の「普及啓発・広報」について、法律が改正になり、来年から、事業者に対する合理的な配慮が努力義務から義務に変わります。
- 差別解消法においては、「障害を理由として差別をしてはいけない」ということと、「合理的な配慮をしなければならない」という2つの側面があります。
- なので、この「普及啓発・広報」の箇所については、施策として5つぐらい載っておりますが、障害関連団体と連携した普及啓発だけではなく、「等」の中に、「事業者関連団体との協力」のようなものを、是非入れて欲しいと思っております。
- 障害者団体でも、この法律や条例について、これまで色々関わってきており、私がいつも申し上げてきたことは、条例作りが1だとすると、ガイドライン作りが3で、具体的な施策は6、1：3：6の割合だということです。この6の部分について、丁寧にもっと具体的にしていくことによって、障害者差別の解消が進むのではないかと考えております。
- 本協議会の委員の中にも、事業者関連団体の方々がいらっしゃいますが、事業者関連団体との連携による普及啓発・広報活動を、しっかりと位置付ける事が大事ではないかと思っております。以上です。

(阿部会長)

- 資料2-1で申し上げますと、「重点施策①障害者差別の解消」の「主な推進施策施策」にある緑色の丸の「普及啓発・広報」の箇所について、5つある事項の一番上に「事業者団体」というような文言を入れた方がよろしいのではないかと思います。
- 事務局、お願いいたします。

(事務局・日下参事兼課長)

- 御意見ありがとうございます。
- 合理的配慮を考えた時に、事業者がそれを実施していくことが非常に重要になってくると認識をしております。県でも事業者が合理的配慮を行うための支援を

始めており、そういった事例を他の事業者にも広めていこうと既に取り組んでいる事業がありますので、プランの中にも、そういった考えを取り込んで、事業者の皆様にも御理解いただけるよう策定していきたいと考えております。

(阿部会長)

- よろしくお願いたします。他にはありませんでしょうか。
- この議事については、前回のこの協議会でも、お諮りをして、基本的な御了承をいただいているところでもあります。
- 事務局からは、新たに基礎調査を行い、その分析結果、また、いただいた御意見を反映したものだという御説明がございましたので、重点施策の修正案として、本協議会として了承するというところでよろしいでしょうか。
(各委員から、異議なし)
- はい、ありがとうございます。それでは、この議事については、ただいま申し上げましたように、本協議会として了承ということにさせていただきます。
- それでは、この議事については了承とし、次の議事に移りたいと思います。
- 事務局から議事(2)『みやぎ障害者プラン』各論(素案)について御説明をお願いいたします。

みやぎ障害者プランの各論(素案)について

③事務局説明

(事務局・日下参事兼課長)

- 『みやぎ障害者プラン』各論(素案)について御説明させていただきます。本文自体は、資料3-2に、とりまとめておりますが、ページ数が多いことから、本日は概要資料に基づいて、御説明させていただきたいと思います。資料3-1を御覧ください。
- この各論については、「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」というプランの基本理念を「共に生活するために」「いきいきと生活するために」「安心して生活するために」という3つの分野に整理し、それぞれの現状と課題、それに対応する施策の方向性と、先ほど御説明した重点施策を含めた主な推進施策についてとりまとめたものとなります。

1 共に生活するために

- まず、資料の左上「1 共に生活するために」を御覧ください。この分野の課題といたしましては、障害及び障害のある人への理解・関心を高める必要があること、そして日常生活・社会生活のあらゆる場面で、障害のある人に対する合理的配慮やアクセシビリティの向上を図っていくことが求められていると整理しております。

- このため、「心のバリアフリー」「情報のバリアフリー」「誰もが住みやすいまちづくり」の実現に向けて、普及啓発等に取り組んでいく必要があると考えております。
- 具体的な主な推進施策として、普及啓発については、障害当事者団体や支援団体等と連携した啓発活動や、県の広報媒体等を活用した積極的な情報発信、ヘルプマークや啓発用リーフレットの配布、助け合いアプリの普及等を行います。
- また、体制整備については、障害のある人に対する差別や虐待等に関する県の相談窓口として「障害者権利擁護センター及び障害者差別相談センター」を運営するとともに、障害を理由とする差別に関する相談で、解決が見込めない時に、事案解決のためのあっせんを行うことが出来る「宮城県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会」を設置し、事案解決に向けた一層の充実を図ります。

2 いきいきと生活するために

- 次に、「2いきいきと生活するために」を御覧ください。こちらについては、「活動の機会創出」、多様なニーズに対応したきめ細かな「教育の充実」、「雇用・就労の促進」というテーマに大別し、現状と課題等を整理しております。
- まず、「活動の機会創出」と「教育の充実」について、障害のある人の社会参加・いきがい創出は何よりも重要であり、家族等の介護者の負担軽減にも寄与すると認識しております。また、その前提として、多様な教育的ニーズへの対応が必要と整理いたしました。
- こうしたことから、「日中活動の場の確保」「文化活動の振興」「学校等での支援の充実」に取り組んでいく必要があると考えております。
- 具体的な主な推進施策として、活動については、障害福祉計画等に基づいた日中活動系サービスの計画的な整備を図りながら、障害者福祉センターや視覚障害・聴覚障害のある人への情報提供施設である「みみサボみやぎ」等を運営し、障害のある人の社会参加の促進を図るほか、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に得られた感動や経験等を、レガシーとして次世代に引き継ぎ、障害者スポーツをはじめとする、レクリエーション、文化芸術活動の振興にも努めてまいります。
- また、教育については、障害のある児童生徒等に対し、ライフステージに応じた一貫した支援を行う観点から、教育・医療・福祉・保健・労働等の連携体制を構築するとともに、特別な支援が必要な児童生徒への対応として、「個別の教育支援計画」の作成・活用を一層進めるとともに、居住地学校等での交流・共同学習をはじめとする「共に学ぶ教育」の推進や、ICTを活用した指導方法の工夫にも取り組んでまいります。
- さらに、学校における医療的ケアの推進を図るとともに、幼稚園、小・中・高校等に対する必要な助言・支援を行う等の県立特別支援学校のセンター機能の充

実も図ってまいります。

- 次に、「雇用・就労の促進」について、当県の障害のある人の一般就労は、宮城労働局をはじめとする関係機関の御尽力もあり、改善の途についているものの、障害者雇用促進法における法定雇用率を達成していない等、雇用の場の一層の拡大が必要と認識しております。
- また、福祉的就労の場である就労支援施設等における工賃ですが、当県は全国でも比較的高い水準で推移しているものの、当県が策定している「工賃向上計画」の目標値には達していない状況にあり、工賃向上に向けた更なる取組が求められていると認識しております。
- こうしたことから、引き続き関係機関と連携し、「雇用促進等に向けた啓発活動」や「能力開発」「一般就労・就労定着に向けた支援」「工賃向上に向けた支援」に取り組んでいく必要があると考えております。
- 具体的な主な推進施策として、障害者雇用支援月間（9月）や障害者週間（12月3日～9日）等に合わせた関連行事の開催や企業訪問・セミナー等の開催を通じた啓発活動に加え、障害者職業能力開発校での訓練、障害者ITサポートセンターの運営等を通じた障害のある人の能力開発に取り組んでまいります。
- また、「障害者就業・生活支援センター」の相談支援機能の向上に努めながら、一般就労の場の開拓・確保に取り組むほか、就職面接会の開催等、就労を希望する障害のある人と企業とのマッチングを図り、法定雇用率の向上に取り組んでまいります。
- その他、様々な生きづらさを抱え、一定の支援や配慮を必要とするひきこもり等の就労困難者の就労の機会が不足しており、就労の場づくりとネットワークの構築を図る必要があることから、自律的な経済活動の下、一定の支援や配慮を必要とする障害者やひきこもり等の就労に困難を抱える方が必要なサポートを受けながら就労出来る企業、いわゆるソーシャルファームへの支援等により、就労困難者の中間的就労等の体制づくりを進め、働く障害者等の就労の機会を促進いたします。
- 福祉的就労については、これまでの実績を踏まえ、第五期宮城県工賃向上支援計画を策定し、就労支援施設等の経営力強化に向けた支援を引き続き行うほか、県内外の民間企業等から請負業務（BPO）の受注を拡大し、共同受注窓口を通じ、安定的かつ継続的な生産活動の機会を確保いたします。
- 特に、パソコンを活用したIT・デジタル関連業務を獲得し、精神障害のある人をはじめとした就労支援施設で働く障害者とともに、在宅での就業希望者に対する就業機会を創出し、生産活動を通じた一般就労のための訓練機会としても活用いたします。
- さらに、民間企業・団体の協力を得て結成した「みやぎの福祉的就労施設で働

く障害者官民応援団」組織を活用し、県内の就労支援事業所における請負業務を中心とした継続的かつ安定的な業務受注機会の確保に取り組むとともに、働く障害のある方への理解促進を図ります。

3 安心して生活するために

- 次に、「3 安心して生活するために」について御説明させていただきます。はじめに「(1) 相談支援体制の拡充」を御覧ください。
- 障害のある人の様々なニーズや心身の状況に対するきめ細かな対応のため、身近な地域で相談支援を受けることの出来る環境整備が重要であり、相談支援に携わる人材の育成と地域における支援体制の構築に取り組んでまいります。
- 具体的には、相談支援従事者研修の定期的な開催と受講機会の拡充、従事者研修の修了者であり、現在は相談支援の業務に就いていない潜在有資格者に対する復帰支援、市町村の自立支援協議会と連携した困難事例の共有や解決に向けた意見交換等に取り組むほか、基幹相談支援センター等の地域における相談支援拠点の設置・運営を支援してまいります。
- 次に、「(2) 生活の安定」「(3) サービスの充実」を御覧ください。障害のある人の在宅生活の維持、施設からの地域移行を進めるとともに、地域での生活が困難な方のセーフティネットを構築するため、「所得保障・サービスの充実」「生活の場の確保」、そして、それを支える「人材確保・育成」に取り組んでまいります。
- 具体的には、年金・手当の充実等について国に働きかけるとともに、精神障害や重度の障害のある人向けの日中活動の場やグループホームの整備、地域生活支援拠点の体制整備を進めてまいります。
- 県立の障害者支援施設である船形の郷については、地域での生活が困難となった障害のある人を受け入れるためのセーフティネット、民間施設のバックアップ及び地域の社会資源のコーディネートといった機能を充実させます。
- また、介護人材の育成・確保に向けて、高齢者から障害のある人まで、多様なケアに対応出来る人材の育成のため、各種研修メニューの充実と受講支援に取り組み、人材の流動化を通じた人手不足対策を図るほか、介護現場の業務改善等に取り組む障害福祉サービス事業所等に対し、アドバイザーの派遣等を行い、介護職員の職場定着を促進いたします。
- 次に、「(4) 保健・医療・福祉等の連携促進」を御覧ください。先ほど御説明した基礎調査からは、早期発見・早期療育が有効とされる発達障害に対する支援や、重度の障害のある人を中心とした医療的ケアの充実を求める声があり、特に、発達障害に対する支援の充実を求める声が増えていることがうかがえます。
- また、重症心身障害児者が利用できる医療・福祉サービスが不足していることから、重症心身障害児者が在宅療養を継続するための支援体制の整備に加え、重

症心身障害児者を受け入れる長期・短期入所病床の整備が求められており、その他にも精神疾患を含む心の問題、聴覚障害児に対する支援等、これらの課題については、保健・医療・福祉等の多職種が連携して、予防・早期の対応に取り組む必要があると認識しております。

- 心の問題については、アルコール問題やひきこもり対策を含む精神疾患に関する啓発活動・相談支援のほか、24時間365日の精神科救急医療体制を継続してまいります。また、みやぎ心のケアセンターを拠点として、メンタルヘルス関連情報の提供等の普及啓発、被災者等からの相談支援、支援に関わる専門職の育成支援等に取り組めます。
- 発達障害者支援センターのほか、各障害保健福祉圏域に配置する発達障害者地域支援マネジャーを中心に、発達障害のある人やその家族、支援者が、身近な地域で乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した相談を受けられるよう、体制整備や人材育成を進めるとともに、発達障害の特性等に関する理解を促進するための研修事業や啓発活動を行います。
- また、発達障害のある子どもを育てる家族への支援を推進するため、ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニングの普及や啓発を行います。さらに、発達障害のある子どもを養育した経験を持つ親をペアレント・メンターとして養成するための研修事業等を行います。
- 医療的ケアを要する障害のある人への具体的な対応としては、たんの吸引や経管栄養等の一定の医療行為を介護職員が対応するために必要な研修の受講支援や、医療型短期入所事業所の偏在解消のほか、医療的ケアに対応出来る事業所の情報連携の構築、「医療的ケア児支援法」の施行に基づき令和4年7月に設置した医療的ケア児等相談支援センター（ちるふぁ）において、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるため、総合的・専門的な相談支援や、情報の提供・研修等を実施してまいります。
- なお、さきほど重点施策の修正で御説明したとおり、令和5年3月に当課が実施した「医ケア児等支援調査結果」のとりまとめが完了しておらず、そのとりまとめ結果を踏まえ、各論の記載について重点施策と整合性を図る必要があることから、今後、記載内容を修正・加筆する場合がございます。その際は、重点施策の修正・加筆内容と併せ、改めて本協議会において御説明させていただきます。
- 今回、新規に項目追加した重症心身障害児者及びその家族への支援については、長期及び短期の入所支援に加え、通所支援や訪問支援を含めた総合的な支援体制の整備が必要であり、整備のあり方について関係機関や当事者団体等と意見交換を行います。
- また、小児移行期を含めた重症心身障害児者の受入病床を確保するため、病床数の確保等医療計画との整合性のほか、専門的医師をはじめとする医療スタッフ

の確保、施設整備や運営費用の確保等、様々な課題の解決に向けた対応を検討いたします。

- さらに、新規に項目追加した聴覚障害児の療育支援体制の整備について、聴覚障害児に適切な支援を提供するためには早期療育の推進が重要であることから、医療・保健・福祉・教育分野の連携体制を構築します。
- また、聴覚障害児に対応する協議会を設置し、関係機関相互の課題の共有や解決に向けた意見交換を行います。
- その他に、関係機関で行う家族からの相談支援や学校等への巡回支援を効果的に実施するための総合調整を行うほか、学校等の職員が支援方法を習熟する機会を設けるために聴覚障害児支援に関する研修会を開催いたします。
- 最後に、「(5) 防犯・防災対策の充実」を御覧ください。まず、「防犯対策」について、障害福祉サービス事業所等に対する指導の場を通じて、地域住民との連携による自主防犯活動や地元警察署との合同防犯訓練等を促していくとともに、国の補助事業を活用しながら、防犯カメラ等の防犯設備設置を支援してまいります。
- また、「防災対策」については、障害福祉サービス事業所等の耐震化やスプリンクラー設置、避難スペースの整備等に対する支援を行うほか、東日本大震災の教訓等を踏まえた県の地域防災計画に基づく災害の予防対策・災害時の応急対策・復旧復興対策や県のガイドラインに基づく障害のある人の避難行動支援等について、原子力災害の発生想定も含め、障害福祉サービス事業所等への実地指導等を通じた理解促進を図ってまいります。
- 以上が、障害者プラン各論（素案）の概要となりますが、本日委員の皆様方からいただいた御意見はもちろんのこと、今後、障害当事者団体の御意見を伺いながら、その御意見も踏まえ、「みやぎ障害者プラン」の中間案を策定し、今年11月の本協議会にお諮りする予定です。この議題についての御説明は以上です。

(阿部会長)

- ありがとうございます。
- ただいまの事務局の御説明を総括しますと、基礎調査の結果や重点施策に関する本協議会でのこれまでの議論を踏まえ、プランの基本理念に基づく3本柱、「共に生活するために」「いきいきと生活するために」「安心して生活するために」の 카테고리ごとに、現状と課題、そしてそれらに対する施策の方向性をとりまとめた各論について委員の皆様から御意見をいただきたいとのことでした。
- ただいまの事務局の説明について、皆様から御質問・御意見はございますか。
- はい、森委員お願いいたします。

④質疑応答

(森委員)

- 現状、障害者団体の動きとしては、障害者権利条約の日本審査が、昨年8月から9月に行われ、日本への勧告が出ました。日本語でも10月ぐらいから見る事が出来ますが、それを見ると、緊急措置要請が2つ書いてありました。
- 1つ目は、地域での自立した生活を充実させてください、ということでした。英語でどのように表現されているのか調べたところ「アレンジメント」という言葉が使われており驚きました。「アレンジメント」の中には、100人規模の施設であれ、10人前後のグループホームであれ、個人の自宅であれ、施設らしいような生活をしないことがその「アレンジメント」だというような内容でした。
- 2つ目が、各論の中にも出てきますが、インクルーシブ教育をしっかりと行うこと、この2つを非常に強い言葉で要請されております。その次に弱い勧告もいくつかあり、ここでは詳しく申し上げませんが、現状、障害者団体は勧告に基づいて動いていると言ってもいいと思います。
- このプランは6年計画ですから、勧告に対する障害者団体の動きも、これから徐々に高まってくると思いますので、そういうものにも耐えうるプランかという観点で見えております。はい、少し御紹介させていただきました。

(阿部会長)

- 勧告に基づいた障害関連団体等の動き、そういうものに耐えうるプランとなっているのか、そういう視点も大切だという御意見だったと思いますので、事務局でも御理解をしておいていただきたいと思います。
- 他に御意見等ございませんでしょうか。
- はい、小澤委員お願いいたします。

(小澤委員)

- 素案の14ページ、中ほどに、「県立特別支援学校のセンター的機能」について書かれている箇所ですが、「幼稚園、小・中・高等学校等における助言等の件数が」とございますが、特別支援学校では保育所のニーズにもたくさん応えております。
- 切れ目ない支援と言った時に、就学前のお子さんたちのニーズにも十分対応しております。細かいところですが、文言に「保育所」を入れていただけるとありがたいなと思っております。
- 併せて、素案の31ページ、発達障害の支援について、この助言の対象は、特別支援学校が教育の対象としている障害だけではなく、発達障害やその診断がなくてもその特性を持つお子さんたちの相談が非常に多くなっています。
- 今、受診する病院が決まってから初診までに3ヶ月以上待たなければならないというのが社会的にも非常に取り上げることが多くなっております。
- 私が小学校で相談対応していた時に、そういった特性のあるお子さんの保護者

の方が、コーディネーターとの面談を通して、お子さんの特性を理解し、一度病院で相談をしてみようかなというお気持ちになったのに、いざ予約を取ろうとすると3ヶ月、4ヶ月、半年待ち、という状況になることがありました。

- 今すぐ受診したいと困っているお子さんもいらっしゃるのに、受診までに何ヶ月もかかるその状況というのは、当事者だけでなくその周辺の方々にとっても厳しい状況でございますので、対応できる病院というところもぜひ、ここに一行でもいいので、加えていただければというのが、現状から考えているところがございます。

(阿部会長)

- 現場からの、現実的な感覚としてということで、1つ目は、14ページ中ほどにある、助言について、教育機関のみ並んでいるけれども、同様に保育所からの相談も色々受けて助言しているので、実態に合わせた記載が可能かどうか。
- 2つ目は、31ページ、発達障害に関わる支援の1つだろうと思いますけど、受診可能な医療機関の数に非常に制限があって、最初の相談までの期間がかなり待たされるので、そういう問題を解決する政策的な提言みたいな事は書き込めないでしょうか、ということでした。
- 事務局、お願いいたします。

(事務局・日下参事兼課長)

- 2点、御意見ありがとうございます。
- まず、14ページについて、保育所への助言は「等」のところに含まれているのかとも思われますが、この件数に含まれているということであれば、はっきりと「保育所」と書き出したいと思います。
- 次に、31ページについては、担当課から御説明させていただきます。

(事務局・村上室長)

- 精神保健推進室の村上でございます。御意見いただきました通り、現在、なかなか医療機関で発達障害の診療を受けることが大変厳しい状況にあることは認識しております。
- 県では、現在、医療機関に関して、専門医療機関ネットワークの構築という業務を大学病院に委託し取り組んでいるところでございます。ただ、その成果がなかなか現れてきていない状況でございます。そういった医療資源が厳しい状況の中で、発達障害者支援センターを設けまして各地域にマネジャーを配置し、そういった相談には出来るだけ速やかに対応し、必要な方を必要な医療につなげていく、そのような体制づくりを検討しているところでございます。
- そういった部分を、31ページの「4 発達障害に対する支援」1つ目のポツの中に含めているところでございますが、御意見いただきましたので、文言については、こういった書きぶりに出来るか、検討してまいりたいと思います。

(阿部会長)

- 現場に関わっている委員からの、おそらく、お子さんを抱えている御家族等からの心配の声に基づいての御発言だろうと思いますので、記載のあり方等について、もう少し御検討をお願い出来ればと思います。保育所のところは、実際に入ってるかどうか確認した上で、よろしく願いいたします。
- はい、磯谷委員お願いいたします。

(磯谷委員)

- 精神保健福祉家族会の磯谷でございます。家族会に集まる御家族の多くは統合失調症の方が多かったのですが、最近になって発達障害の方たちが増えてまいりました。
- それで、この31ページについてお伺いしたいのですが、中段の赤字のところ、「また、発達障害のある子どもを養育した経験を持つ親をペアレント・メンターとして養成するための研修事業等を行います。」と書いてありますが、「ペアレント・メンター」について御説明をお願いいたします。どのような役割があり、どのような研修を行う予定があるのか教えていただければと思います。

(事務局・村上室長)

- ペアレント・メンターについては、発達障害のある子どもを養育した経験を持つ方を、現在、発達障害のある子どもを養育している方等を対象に、例えば、家族会や子どもと関係のある保育所の先生の勉強会に派遣いたしまして、経験者の視点から、子どもを育てる場合、子どもと関わる場合の注意点等を伝える事を主な目的としております。
- 子ども総合センターにおいて、メンター登録をしていただき、メンターの派遣要請を受けて、登録されたメンターを派遣するものとなっております。
- 研修については、発達障害のある子どもを養育した経験を持つ方を対象に、受講者への伝え方やメンターとしての心構えなどについて、様々な有識者の方を講師とした研修を受けていただいた上で、メンターとして御登録していただくことになっております。

(磯谷委員)

- 精神障害の場合には、全国組織である「みんなねっと」が、「家族による家族学習会」というものを開催しており、先輩家族が、教科書に従いながらではありませんが、初心者家族に対して、「こういう病気であれば、家族はこのように対応した方がいいですよ」というような講習をシステム化して行っております。
- 1回3時間の講習を5回連続して受けた人が次の担当者になるというシステムですが、この発達障害の研修については、講師の講義を聞くばかりではなくて、先輩家族が初心者家族の相談に乗り、そして次の相談員を育てるというような、一連の研修であるのかをお伺いしたい。

(事務局・村上室長)

- 現状、メンターとして御登録されている方の人数がまだ多くないことから、研修については、有識者等に行っていただいております。今後、メンターの方が増えていけば、そういった内容の研修もあろうかと思っております。

(磯谷委員)

- 既にメンターの資格を取った方は何名いらっしゃいますか？例えば、私どもがお願いして、来ていただけるような体制でしょうか？

(事務局・村上室長)

- 現在の登録人数は手元にございませんが、令和4年度の実績といたしましては、派遣回数が10回、1回につき大体2名を派遣しております。

(磯谷委員)

- はい、ありがとうございます。

(阿部会長)

- 他に御意見等ございませんでしょうか。
- はい、志村委員お願いいたします。

(志村委員)

- 31ページ、今の内容の上にある「発達障害者地域支援マネジャー」という方は、どういった方がその任に当たっているのか、当たっていくのか、ということと、各圏域に配置ということですが、それは各保健所に配置していくということなのか、そこについて確認させてください。

(事務局・村上室長)

- 発達障害者地域支援マネジャーについては、現在、県内6圏域において、福祉関係の社会福祉法人や一般社団法人等の事業所に業務委託を行い配置しております。
- 仙南については、一般社団法人みやぎスクエアサポート、仙台圏域については、みやぎスクエアサポート及び認定NPO法人さわおとの森、大崎については、みやぎスクエアサポート、栗原・登米については、社会福祉法人恵泉会、石巻については、石巻市かもめ学園、気仙沼については、気仙沼市マザーズホームに業務委託しております。
- マネジャーの方については、作業療法士等の専門職の方を配置しております。

(志村委員)

- 地域で、例えば、スクエアサポートさんとかも、発達障害者地域支援マネージャーということで、お願いすれば来ていただけて、職員がその子どもへの理解を深めるための助言等をいただけるという理解でよろしいでしょうか？

(事務局・村上室長)

- 発達障害者地域支援マネージャーの役割については、地域支援体制の構築のため

め、個別ケース対応、研修による技術支援及び家族支援と大きく3つの役割がありますが、研修による技術支援の中で、今お話にあったようなケースへの対応も出来るかと思っております。

(志村委員)

○ はい、ありがとうございます。

(阿部会長)

○ はい、佐藤（由）委員お願いいたします。

(佐藤（由）委員)

- 14ページの「3 共生社会の実現を目指した理解の促進」のところで、インクルーシブ教育システム構築について2つ書いてありますが、どちらも基本的には、特別支援学校、特別支援教育のことが書いてあるので、何かやや違和感を感じるというか、インクルーシブ教育システム構築の中身について教えていただければと思います。
- 次に、17ページ中段、新規の「ソーシャルファーム」というものを知らなかったもので、ソーシャルファームが、今、宮城県の中でどのように増えて、どの程度具体的に動ける状態としてあるのかを教えていただければと思います。
- そして、17ページの工賃向上に向けた支援について、色々書いてありますが、福祉的就労の工賃は、頑張っている施設の皆さんにとっても大変大きな問題だと思いますが、何と言うか、行政からの支援なくして工賃の向上って本当にあるのかな、と思いますので、そここのところの関わりについて教えていただければと思います。

(阿部会長)

○ 3点ありました。14ページのインクルーシブ教育システム構築について、具体的に書かれている内容に少し理解が結びつかない、ということと、17ページが2点、ソーシャルファームの宮城県における現状及び工賃向上に向けた支援についての行政の関わりについて、教えていただきたいという内容でした。事務局、よろしくお願いいたします。

(事務局・日下参事兼課長)

- 3点、御意見ありがとうございます。まず、14ページのインクルーシブ教育システム構築については、特別支援学校に在籍する方々が行う地域の学校との交流、共同学習といった内容になっており、このようなモデル事業を通じて、まずは障害のある児童生徒等への理解を深めるところから始めるということに記載しております。本日は、特別支援教育課も出席しておりますので、補足があればお話をしたいと思います。
- 続いて、17ページ、まず、ソーシャルファームの宮城県内における取り組みについてですが、ちょうど先日、宮城県で第1号のソーシャルファームを発表い

たしました。内容は、ほうれん草を作る植物工場ですが、現在、B型事業所として運営している事業所が、B型を廃止し一般就労に移行の上、この植物工場の収益をもって、給料を支払うというものです。

- 次に、工賃向上については、行政の支援がないと難しいのではないかという御意見をいただきました。当県でも工賃向上に関する支援は様々行っており、例えば、大口や緊急の業務を共同受注する事で、県内の障害福祉施設の受注を広げるという取り組みを行っております。
- 先ほどの御説明の中でも少し申し上げましたが、工賃向上のため、「みやぎの福祉的就労施設で働く障害者官民応援団」を昨年度発足させました。そういった働く障害者を支援する企業団体等についても、今後、請負業務等を中心に仕事の発注をお願いしていこうという動きもございますので、そういった中で工賃向上に努めていきたいと考えております。

(阿部会長)

- 佐藤（由）委員いかがでしょうか。はい、ありがとうございます。
- はい、川村委員お願いいたします。

(川村委員)

- この障害者プランを改めて見直した時に、先に御説明いただいた基礎調査もそうですが、障害がある人やその家族、関係する人のプランなんだと感じました。それはそれで大事だと思います。障害のある人の社会での生きづらさや虐げられている現状について、こういったプランを通じて、それが改善されていくという事は非常に大事な事だと思います。
- 先ほど、小澤委員の発達障害があるけれどもその診断までにすごく時間がかかる、という話を聞いて、そういった事は精神障害でもあり得るかなと感じております。その診断が、きちんと出れば、受けられるサービスや支援がたくさんあるのに、その診断に至らなかったグレーゾーンであるとか、そこまでいかない子どもにも生きづらさがある、何らかの支援が必要ではあるけど、受けられるサービスや支援がない、ということは、よくあることかなと思っております。
- なので、障害のある人のための、ということは大事なのですが、障害者手帳を所持するに至らない人にも届く中身になっていくといいのかなと感じました。

(阿部会長)

- 現場に携わっていて、感じていらっしゃることを御発言いただいたということによろしいでしょうか、はい。
- プランが策定された後には、障害の有無に関わらず、可能な限り多くの方に、プランに目を通していただけるような広報の視点も大切だというような事だろうと思います。貴重な御発言ありがとうございました。
- 他にご意見ございませんか。

○ はい、岡本委員お願いいたします。

(岡本委員)

- 「第3章 安心して生活するために」に関して、人材の確保・育成というものがとても大事なことだと思っております。
- 私どもの機関で、沿岸部の市町や保健福祉事務所を訪問した際に、これまでのコロナ禍において、業務に従事しながら、対面の研修に参加する機会はなかったけれど、オンライン研修の広がりもあり、現場の皆さんからは、すごく充実した研修が受けられるようになったというお話も直接聞かせていただいております。
- 受講者の皆さんに御回答いただいたアンケートでは、「色々な研修を受けたい」「行きたくても行けない」「オンライン研修を受けられる体制を継続してほしい」といった御意見をいただいたと聞いております。
- ただ、一方で、「内容によっては、管内のネットワークを構築するために、対面で行う研修を開催してほしい」「目的によって、様々な形式の研修を開催してほしい」というような御意見もいただいたと聞いております。
- このプランにおける人材の確保・育成の内容については、そういったものも配慮されていると思いますが、もっと現場で働いている方々の希望も聞いた上で、しっかりとモチベーションに繋がるような研修の機会を確保していくことが大事ではないかと思っております。
- また、圏域によって資源も様々ですので、そういった圏域特有のサービス状況等を踏まえ、県全体で実施する研修の必要性、その他に、圏域に応じた研修やネットワークの構築というものを検討する必要があるのではないかと思っております。おそらく、プランの中には、そういう意図も含まれているものと思いますが、文言として強調していただけると、ありがたいかなと思っております。

(阿部会長)

- 研修における今後のあり方として、そのような場面に、現場で関わっている委員からすると、いわゆる2類から5類になって、対面に移行してきているが、これまでのコロナ禍の経験を活かすという意味で、ケースバイケースではあるが、遠隔による研修を積極的に活用するという視点を、このプランにおける人材の確保・育成の中で強調する必要があるのではないかという御意見がありました。
- また、圏域ごとに事情が違っているところもあるので、圏域ごと・県全体で実施する研修のあり方、県全体における構想を持つという視点も必要でないかという御提案だったと思います。
- 事務局、お願いいたします。

(事務局・日下参事兼課長)

- 2点、御意見ありがとうございます。まず、研修の開催方法について、今回の各論(素案)においては、施策の方向性をお示しさせていただいておりますので、

実際に研修を実施していくに当たっては、その内容等によって、対面やオンラインといった手法を検討していく事になると思われませんが、プランの中で、どのように文言を書き込めるかという事は、今後、検討させていただきたいと思います。

- 次に、圏域に応じた研修の開催について、ごもっともな御意見だと思います。そういったところについても、実際の事業展開ということにもなりますが、プランの中で、どのように文言を書き込めるかという事は、今後、検討させていただきたいと思います。

(阿部会長)

- よろしいでしょうか、はい。
- 他に御意見等ございませんでしょうか。
- はい、志村委員お願いいたします。

(志村委員)

- 資源についても様々な施策が出てきておりますが、今後の計画として、具体的な数値目標を出していく予定はあるのでしょうか？
- 特に、精神障害に関して、話題にもなっておりますが、名取にある精神医療センターが仙北に移っていくと、その後、仙南地域で、その役割をどこが中心になって担っていくのかということは、関係者の皆さんは非常に不安をお持ちなのではないかと思えます。
- 名取にある精神医療センターを中心として、これまで形成された様々なコミュニティ、ネットワークというものが今後どうなるのか、拠点病院の移転に伴い、代替の案も示されてはおりますが、その辺の施策に対して、今後どのような数値目標を設定していくのかを教えてください。

(阿部会長)

- 事務局、お願いいたします。

(事務局・日下参事兼課長)

- 数値目標については、このプランとは別に、宮城県障害福祉計画の中で数値目標を定めております。
- この宮城県障害福祉計画についても、今年度改定を予定しておりますので、今後、本協議会において、御意見いただきながら改定を進めていく予定でございます。

(阿部会長)

- 他に御意見等ございませんでしょうか。
- はい、野口副会長お願いいたします。

(野口副会長)

- まず、生きがいのところ、スポーツ等のことが書いてありましたが、例えば、障害者権利条約、障害者基本法の改正及びその基本計画等の流れを踏まえると、

「生涯学習」という文言が入ってもいいのではないかと考えております。

- 宮城県も、生涯学習に関する文科省からの委託事業に取り組んでおり、7月には県内の関係職員を対象にした研修を行う事になっていると思いますので、「生涯学習」の記載についても御検討いただければと思います。
- 次に、特別支援学校のセンター機能に関わることで、こちらは、このような事がある、という事を分かっていたいただければと思いますが、視覚障害のある子どもに対してのサポート体制がなかなか難しい状況にあります。
- 視覚支援学校は県内に1校、仙台市にあります。視覚障害のある子どもは県内の様々な地域で生活しておりますので、各地域における担当の先生たちへの支援体制等をどのように構築していくか、ということが非常に大きな課題となっております。
- 続いて、スポーツの事に関して、私は、知的障害のある方々を対象としたサッカーチームの監督をやっているのですが、ここ数年、県内各地を巡るスポーツキャラバンという形で、ベガルタ仙台と一緒にサッカー教室のようなものを行っております。
- 多くの障害のある子どもたちにも御参加いただいておりますが、実は、そこに私が監督を務めるサッカーチームのメンバーも参加しており、どのような形で参加しているかということ、スタッフとして、ベガルタ仙台の方からきちんと講義を受けて、コーチの資格もそこで取って、子どもにサッカーを教える活動を行っております。
- スポーツ活動に関して言うと、そのようなやり方というか、そのような事もあるということを知っていただけるとありがたいなということでお話させていただきました、以上です。

(阿部会長)

- 最初の二つ、生涯学習と、視覚障害児への支援体制というところについて、事務局で、今の時点で何か御回答いただけますでしょうか。

(事務局・日下参事兼課長)

- 生涯学習について、御説明させていただきます。御意見いただいたとおり、現状「生涯学習」という文言は記載されていない状況です。ただ、内容として、理念的には生涯学習の分野に入っていくのではないかという印象を受けております。実際に教育庁の生涯学習課で取り組んでいる内容でございますので、文言調整については、事務局で検討させていただければと思います。

(事務局・吉田総括課長補佐)

- 特別支援教育課の吉田と申します。どうぞ、よろしくお願いたします。視覚障害児への支援体制については、今後、聴覚障害を含む視覚・聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談の充実を図るため、視覚・聴覚支援学校が地域における支

援を行い、お子さんが小さい時から、何か相談があれば、すぐに助言が出来る支援体制を構築してまいります。

- また、川村委員から御意見のあった、手帳を所持するに至らないグレーゾーンの方々についても、特別支援学校にコーディネーターを配置しておりますので、そのコーディネーターに御相談いただく事は可能であると思っております。
- 先ほど、佐藤（由）委員から御質問のあったインクルーシブ教育についても、御説明させていただきますと、特別支援学校に通う生徒と、その生徒が居住する地域の学校の生徒が行う交流や共同学習があります。

（阿部会長）

- どうもありがとうございました。本日、委員の皆さんからいただいた様々な御質問や御意見、御提案を踏まえて、今後、事務局において、各論（素案）の修正の検討を進めるということで、事務局から議事（２）として提示された『『みやぎ障害者プラン』各論（素案）』について御了承をいただくということによろしいでしょうか。

（各委員から、異議なし）

- はい、ありがとうございました。委員の皆さんには、円滑な進行にあたって御理解をいただきました。
- 御発言を他にも用意されていた方がいるかと思えます。御質問や御意見等について、本日の時間内で御発言出来なかったという委員の方については、事務局にメールやFAXでお申し出をいただければ思っております。
- 次回の本協議会において、そのように出された御質問や御意見をリストのようなもので共有するという形にさせていただきたいと思えます。
- また、本日いただいた御質問や御意見、御提案を踏まえて、プランを修正する際に、それぞれ御質問や御意見、御提案をいただいた委員の皆さんに、再度、事務局から問い合わせがあるかと思えますので、その際は、御多忙とは思いますが、可能な限り丁寧に御対応いただければと思えます。
- また、別件ですが、事務局におかれましては、ペアレント・メンターや発達障害者地域支援マネジャー、インクルーシブ教育システム、ソーシャルファーム等について、その用語に関する御質問が出ておりました。プラン策定の際に、巻末等で用語の解説等も御検討いただければと思えます。
- 以上をもちまして、議事の一切を終了いたします。委員の皆さんには円滑な進行に御理解と御協力をいただきまして感謝申し上げます。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

（４）その他

（事務局・澤口総括課長補佐）

- 阿部会長、議事進行ありがとうございました。

- 次第「4その他」に移ります。皆様から何か御案内、御連絡等ございませんでしょうか。

(委員から、案内・連絡等なし)

(5) 閉会

(事務局・澤口総括課長補佐)

- それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回宮城県障害者施策推進協議会を終了させていただきます。
- 本日は長時間の御審議、誠にありがとうございました。